



山形県公報

令和3年10月29日(金)
第251号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(税 政 課) ……1060
- 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) …… 同

### 告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………(みどり自然課) …… 同
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………( 同 ) ……1061
- 平成23年10月県告示第910号(鳥獣保護区設定)の一部改正……………( 同 ) ……1062
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用・コロナ失業対策課) …… 同
- 指定管理者の指定……………(文化振興・文化財活用課) ……1065
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) …… 同
- 同……………( 同 ) ……1066
- 同……………( 同 ) …… 同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) …… 同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……1067
- 指定管理者の指定……………(都市計画課) …… 同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……1068

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 同

#### 告 示

- 指定管理者の指定……………1070

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立…………… 同
- 政治団体の届出事項の異動……………1071
- 資金管理団体の指定……………1072
- 資金管理団体の届出事項の異動…………… 同
- 資金管理団体の指定の取消し…………… 同

### 公 告

- 令和4年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集……………(教育委員会) …… 同
- 指定管理者の募集……………( 同 ) ……1081
- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……1082

## 規 則

山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第77号

#### 山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年7月県条例第40号）附則第1項第4号に掲げる規定の施行期日は、令和4年4月1日とする。

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第78号

#### 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成17年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㉞」を「㉟」に、「㉟」を「㊱」に改める。

#### 附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号の規定により作成した用紙は、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 告 示

### 山形県告示第820号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 名 称 基点鳥獣保護区（村山市）
- 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 保護に関する指針
  - 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
  - 鳥獣保護区の指定目的

基点鳥獣保護区は、村山市の市街地の西部に位置し、河島山を中心として畑地、水田、果樹園、植林地等を含む里山地域となっている。河島山は、里山環境保全地域の指定を受け、森林浴散策路や遊歩道も整備されており、多くの人が自然体験の場として広く利用している。

また、河島山の特質としては、アカマツの二次林を主体としつつも、スギの人工林、山頂にはブナが見られ、日本海要素植物と暖地性植物の双方が確認できる。山麓の湿地に希少植物も確認され、良好な状態が保たれている。

このような自然環境を反映して、ノスリ、コゲラ等の鳥類やホンドキツネ、ニホンリス等の獣類等多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護

及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第821号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 最上川河川公園特定猟具使用禁止区域（寒河江市及び東村山郡中山町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 中郷特定猟具使用禁止区域（寒河江市及び西村山郡大江町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 大沢川・大旦川特定猟具使用禁止区域（村山市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 白水川ダム特定猟具使用禁止区域（東根市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 徳良湖特定猟具使用禁止区域（尾花沢市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器及びわな
- 6 (1) 名 称 田沢特定猟具使用禁止区域（北村山郡大石田町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 福田山特定猟具使用禁止区域（新庄市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 最上中部牧場特定猟具使用禁止区域（新庄市及び最上郡鮭川村）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 スルス沢特定猟具使用禁止区域（最上郡舟形町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境

部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

10 (1) 名称 米特定猟具使用禁止区域（最上郡鮭川村）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

11 (1) 名称 飯豊少年自然の家特定猟具使用禁止区域（西置賜郡飯豊町）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

12 (1) 名称 手向特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

13 (1) 名称 田麦俣特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 山形県告示第822号

平成23年10月28日県告示第910号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から施行する。

令和3年10月29日

山形県知事 吉村美栄子

第2項中「生活環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、第3項中「平成23年11月1日から平成33年10月31日まで」を「令和3年11月1日から令和13年10月31日まで」に改め、第4項第2号を次のように改める。

#### (2) 鳥獣保護区の指定目的

基点鳥獣保護区は、村山市の市街地の西部に位置し、河島山を中心として畑地、水田、果樹園、植林地等を含む里山地域となっている。河島山は、里山環境保全地域の指定を受け、森林浴散策路や遊歩道も整備されており、多くの人が自然体験の場として広く利用している。

また、河島山の特質としては、アカマツの二次林を主体としつつも、スギの人工林、山頂にはブナが見られ、日本海要素植物と暖地性植物の双方が確認できる。山麓の湿地に希少植物も確認され、良好な状態が保たれている。

このような自然環境を反映して、ノスリ、コゲラ等の鳥類やホンドキツネ、ニホンリス等の獣類等多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第823号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和3年10月20日次のとおり通知があった。

令和3年10月29日

山形県知事 吉村美栄子

1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

2 期 間

令和3年11月4日以降事件解決の日まで

3 場 所

|                                   |                    |
|-----------------------------------|--------------------|
| 医療生活協同組合やまがた<br>鶴岡協立病院            | 鶴岡市文園町9番34号        |
| 医療生活協同組合やまがた<br>鶴岡協立リハビリテーション病院   | 同 上山添字神明前38番地      |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立大山診療所           | 同 大山二丁目26番3号       |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立三川診療所           | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 医療生活協同組合やまがた<br>住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>鶴岡協立病院附属クリニック     | 鶴岡市文園町11番3号        |
| 医療生活協同組合やまがた<br>メディカルフィットネスVIVID  | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立歯科クリニック         | 同 日枝字海老島159番地1     |
| 医療生活協同組合やまがた<br>訪問看護ステーションきずな     | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>ひとみ保育園            | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立ケアプランセンターふたば    | 同 双葉町13番45号        |
| 医療生活協同組合やまがた<br>包括支援センターわかば       | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立ショートステイセンターふたば  | 同 日枝字海老島64番地       |
| 医療生活協同組合やまがた<br>介護療養型老人保健施設せせらぎ   | 同 文園町9番34号         |
| 医療生活協同組合やまがた<br>小規模多機能型住宅介護事業かがやき | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8 |
| 医療生活協同組合やまがた<br>サポートセンターあさひ       | 鶴岡市熊出字日鐘31番地3      |
| 医療生活協同組合やまがた<br>グループホーム和楽居        | 同 日枝字海老島63番地5      |
| 医療生活協同組合やまがた<br>小規模多機能施設くしびき      | 同 上山添字神明前42番1号     |
| 医療生活協同組合やまがた<br>しろにし診療所           | 山形市城西町四丁目27番25号    |
| 医療生活協同組合やまがた<br>居宅介護支援事業所虹        | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>住宅型有料老人ホーム協同の家虹   | 同 北町三丁目1番37号       |
| 医療生活協同組合やまがた<br>デイサービス虹           | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた                      |                    |

|                                          |   |               |
|------------------------------------------|---|---------------|
| ヘルパーステーション虹                              | 同 |               |
| 医療生活協同組合やまがた<br>本部                       |   | 鶴岡市双葉町13番45号  |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）    | 同 | 民田字代家田100番地1  |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション） | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）      | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>グループホームかけはし               | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>山形虹の会訪問入浴サービス             | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし               | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>特別養護老人ホームかけはし             | 同 | 99番地1         |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし2号館            | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>有料老人ホームてんまの家                  |   | 酒田市中町三丁目2番21号 |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションスワン                 | 同 | 5番23号         |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」              | 同 | 2番21号         |
| 医療法人健友会<br>介護予防特化型通所介護あゆみ                | 同 | 5番23号         |
| 医療法人健友会<br>本間なかまちクリニック                   | 同 | 4番12号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院                          | 同 | 5番23号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院居宅介護支援事業所                 | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                  | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>酒田市地域包括支援センターなかまち             | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>高見台クリニック                      | 同 | 高見台一丁目13番14号  |
| 酒田健康生活協同組合<br>健生ふれあいクリニック                | 同 | 泉町1番16号       |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院           | 同 | あきほ町30番地      |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海酒田リハビリテーション病院  | 同 | 千石町二丁目3番20号   |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                  |   | 山形市沖町79番地1    |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院               | 同 | 東原町一丁目12番26号  |
| 医療法人社団松柏会                                |   |               |

|                                |   |                    |
|--------------------------------|---|--------------------|
| 至誠堂総合病院                        | 同 | 桜町7番44号            |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂訪問サービスセンターコスモス              | 同 | 旅籠町一丁目7番23号        |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂ケアプランセンターみらい                | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| わかばクリニック                       | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 地域包括支援センターかがやき                 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 介護療養型老人保健施設木の実                 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち      | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂とかみクリニック                    | 同 | 富神前48番地5           |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂総合病院附属中山診療所                 |   | 東村山郡中山町大字長崎3030番地1 |
| 医療法人篠田好生会                      |   |                    |
| 篠田総合病院                         |   | 山形市桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会                      |   |                    |
| 千歳篠田病院                         | 同 | 長町二丁目10番56号        |
| 医療法人篠田好生会                      |   |                    |
| 天童温泉篠田病院                       |   | 天童市鎌田一丁目7番1号       |
| 社会医療法人二本松会                     |   |                    |
| 山形さくら町病院                       |   | 山形市桜町2番75号         |
| 社会医療法人二本松会                     |   |                    |
| かみのやま病院                        |   | 上山市金谷字下河原1370番地    |
| 社会医療法人二本松会                     |   |                    |
| 介護老人保健施設かなやの里                  | 同 |                    |

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第824号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県郷土館及び県政史緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年10月29日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公の施設の名称 山形県郷土館及び県政史緑地
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号  
公益財団法人山形県生涯学習文化財団
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第825号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月29日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域  
村山市大字林崎地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年10月22日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）

**山形県告示第826号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
村山市大字林崎地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年10月22日から令和4年3月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第827号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡真室川町大字及位地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年10月25日から令和4年2月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第828号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域及び期間

| 区 域   |                                           | 期 間                        |
|-------|-------------------------------------------|----------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名                             |                            |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜            | 令和3年12月6日から<br>令和4年3月31日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                        |
| 遊 佐 町 | 吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子                        | 同 上                        |

- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）



第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和3年12月3日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山形県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年10月29日から同年11月12日まで縦覧に供する。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長     |
|-------------------------------------------|------|---------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字京塚字下高屋2107番1から<br>同 佐渡字佐渡1977番2まで | 旧    | 36.0メートル<br>} 8.0   | 450メートル |
| 同 上                                       | 新    | 106.0メートル<br>} 15.0 | 同 上     |

山形県告示第830号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、健康の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 健康の森公園
- 2 指定した団体 山形市富神台12番地  
内外緑化株式会社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第831号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び村山市役所において縦覧に供する。

令和3年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号  私道村総建第206号
- 2 指定の場所  村山市楯岡荒町一丁目5134番1一部、5134番2一部、5137番6一部
- 3 道路の現況  幅員    6.00メートル  
                  延長   35.00メートル
- 4 指定年月日  令和3年10月20日

**教育委員会関係**

**規 則**

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第7号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
本則中「保護者」を「保護者等」に改める。

第43条中「各号に」を「各号の一に」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生徒が18歳となる日の前日に第1号又は第2号に該当していた者

別表第1中

|   |          |     |      |    |  |  |  |
|---|----------|-----|------|----|--|--|--|
| 同 | 山形工業高等学校 | 工 業 | 機 械  | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 電子機械 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 電気電子 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 情報技術 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 建 築  | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 土木・化 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 学    |    |  |  |  |

を

|   |          |     |      |      |  |  |  |
|---|----------|-----|------|------|--|--|--|
| 同 | 山形工業高等学校 | 工 業 | 機 械  | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 電子機械 | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 機械技術 | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 電気電子 | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 情報技術 | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 建 築  | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 土木・化 | 40   |  |  |  |
| 学 |          |     |      |      |  |  |  |

に、

|   |          |     |     |     |  |  |  |
|---|----------|-----|-----|-----|--|--|--|
| 同 | 山形中央高等学校 | 普 通 | 体 育 | 160 |  |  |  |
|   |          |     |     | 80  |  |  |  |

を

|   |          |     |         |      |  |  |  |
|---|----------|-----|---------|------|--|--|--|
| 同 | 山形中央高等学校 | 普 通 | 体 育     | 160  |  |  |  |
|   |          |     |         | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 体 育     | 80   |  |  |  |
|   |          |     | ス ポ ー ツ |      |  |  |  |

に、

|     |          |     |      |    |  |  |  |
|-----|----------|-----|------|----|--|--|--|
| 同   | 村山産業高等学校 | 農 業 | 農業経営 | 40 |  |  |  |
|     |          |     | 農業環境 | 40 |  |  |  |
|     |          | 工 業 | 機 械  | 40 |  |  |  |
|     |          |     | 電子情報 | 40 |  |  |  |
| 商 業 | 流通ビジネス   | 40  |      |    |  |  |  |

を

|   |          |     |        |      |  |  |  |
|---|----------|-----|--------|------|--|--|--|
| 同 | 村山産業高等学校 | 農 業 | 農業経営   | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 農業環境   | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | みどり活用  | 40   |  |  |  |
|   |          | 工 業 | 機 械    | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 電子情報   | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 流通ビジネス | 40   |  |  |  |

に、

|   |            |     |        |      |  |  |  |
|---|------------|-----|--------|------|--|--|--|
| 同 | 新庄神室産業高等学校 | 農 業 | 生物生産   | 募集停止 |  |  |  |
|   |            |     | 生物環境   | 募集停止 |  |  |  |
|   |            |     | 食料生産   | 40   |  |  |  |
|   |            |     | 農産活用   | 40   |  |  |  |
|   |            | 工 業 | 機械電気   | 40   |  |  |  |
|   |            |     | 環境デザイン | 40   |  |  |  |
|   |            |     | 普通     | 40   |  |  |  |

を

|   |            |        |      |      |  |  |  |
|---|------------|--------|------|------|--|--|--|
| 同 | 新庄神室産業高等学校 | 農 業    | 食料生産 | 40   |  |  |  |
|   |            |        | 農産活用 | 40   |  |  |  |
|   |            |        | 工 業  | 機械電気 |  |  |  |
|   |            | 環境デザイン |      | 40   |  |  |  |
|   |            | 普通     | 40   |      |  |  |  |

に、

|   |          |     |        |    |  |  |  |
|---|----------|-----|--------|----|--|--|--|
| 同 | 米沢商業高等学校 | 商 業 | 総合ビジネス | 80 |  |  |  |
|   |          |     | 情報ビジネス | 40 |  |  |  |

を

|   |          |     |        |      |  |  |  |
|---|----------|-----|--------|------|--|--|--|
| 同 | 米沢商業高等学校 | 商 業 | 総合ビジネス | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 情報ビジネス | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 商 業    | 80   |  |  |  |

に、

|   |          |     |          |    |  |  |  |
|---|----------|-----|----------|----|--|--|--|
| 同 | 長井工業高等学校 | 工 業 | 機械システム   | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 電子システム   | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 福祉生産システム | 40 |  |  |  |

を

|      |          |     |      |      |  |  |  |
|------|----------|-----|------|------|--|--|--|
| 同    | 長井工業高等学校 | 工 業 | 機械シス | 募集停止 |  |  |  |
|      |          |     | テム   |      |  |  |  |
|      |          |     | 電子シス | 募集停止 |  |  |  |
|      |          |     | テム   |      |  |  |  |
|      |          |     | 福祉生産 | 募集停止 |  |  |  |
|      |          |     | システム |      |  |  |  |
| 機 械  | 40       |     |      |      |  |  |  |
| 電 子  | 40       |     |      |      |  |  |  |
| 福祉環境 | 40       |     |      |      |  |  |  |

に改める。

様式第5号中「保護者」を「保護者等」に改め、「㊟」を削除する。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県教育委員会告示第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県金峰少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年10月29日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 公の施設の名称 山形県金峰少年自然の家
- 2 指定した団体 酒田市北新橋一丁目12番13号  
庄内アソビプロジェクト
- 3 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第83号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年10月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕 谷 真 生

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 公職の種類 | 届出年月日        |
|-----------|---------|----------|----------------|-------|--------------|
| ふるさとを愛する会 | 阿 部 ひとみ | 高 橋 義 明  | 酒田市富士見町1丁目1番1号 | 衆議院議員 | 令和<br>3.10.6 |

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日    |
|-----------|--------|----------|----------------|-----------|-------|----------|
| ふるさとを愛する会 | 阿部ひとみ  | 高橋義明     | 酒田市富士見町1丁目1番1号 | 阿部ひとみ     | 衆議院議員 | 令和3.10.6 |

山形県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和3年10月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 異動事項          | 内 容                                                    |                      | 異動年月日   |
|------------------|--------|---------------|--------------------------------------------------------|----------------------|---------|
|                  |        |               | 新                                                      | 旧                    |         |
| 原田まさひろと優しい未来を創る会 | 原田和広   | 会計責任者の氏名      | 大場陽子                                                   | 鈴木利明                 | 令和3.9.1 |
|                  |        | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体    |         |
| 原田和広を育てる会        | 原田和広   | 会計責任者の氏名      | 大場陽子                                                   | 鈴木利明                 | 同       |
|                  |        | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体    |         |
| 加藤けんいち後援会        | 加藤健一   | 主たる事務所の所在地    | 南陽市漆山1128                                              | 南陽市柵塚419-4 小関テナント1階西 | 同9.20   |
| 阿部ひとみ後援会         | 阿部ひとみ  | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体    | 同9.24   |
| 県民ファーストの会        | 櫻田常夫   | 政治団体の名称       | 県民ファーストの会                                              | 阿部ひとみ後援会             | 同10.1   |
|                  |        | 主たる事務所の所在地    | 酒田市富士見町1丁目1番1号                                         | 酒田市末広町5番2号           |         |
|                  |        | 代表者の氏名        | 櫻田常夫                                                   | 阿部ひとみ                |         |

**山形県選挙管理委員会告示第85号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和3年10月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地     | 指定年月日        |
|-----------------------|-------|-----------|----------------|--------------|
| 阿部ひとみ                 | 衆議院議員 | ふるさとを愛する会 | 酒田市富士見町1丁目1番1号 | 令和<br>3.10.1 |

**山形県選挙管理委員会告示第86号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和3年10月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称        | 異動事項       | 内容        |                         | 異動年月日       |
|------------------|------------------|------------|-----------|-------------------------|-------------|
|                  |                  |            | 新         | 旧                       |             |
| 原田和広             | 原田まさひろと優しい未来を創る会 | 公職の種類      | 衆議院議員     | 山形県議会議員                 | 令和<br>3.9.1 |
| 加藤健一             | 加藤けんいち後援会        | 主たる事務所の所在地 | 南陽市漆山1128 | 南陽市柵塚419-4<br>小関テナント1階西 | 同<br>9.20   |
| 阿部ひとみ            | 阿部ひとみ後援会         | 公職の種類      | 衆議院議員     | 山形県議会議員                 | 同<br>9.24   |

**山形県選挙管理委員会告示第87号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和3年10月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日     |
|------------------|-----------|-----------|
| 阿部ひとみ            | 阿部ひとみ後援会  | 令和 3.10.1 |

**公 告**

令和4年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

令和3年10月29日

山形県教育委員会  
教育長 菅間裕晃

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

| 学 校 名       | 全 日 制 の 課 程 |                                                                                 |         | 定 時 制 の 課 程 |                        | 特 記                                                      |
|-------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|------------------------|----------------------------------------------------------|
|             | 設 置 学 科     | 入 学 定 員                                                                         | 設 置 学 科 | 入 学 定 員     |                        |                                                          |
| 山形県立山形東高等学校 | 普通<br>探究    | 理数探究、国際<br>探究<br>160<br>80                                                      |         |             |                        | 一般入学者選抜に<br>おいて、理数探究科<br>と国際探究科をあわ<br>せて、探究科として<br>募集する。 |
| 同 山形南高等学校   | 普通          | 理数<br>200<br>40                                                                 |         |             |                        |                                                          |
| 同 山形西高等学校   | 普通          | 200                                                                             |         |             |                        |                                                          |
| 同 山形北高等学校   | 普通          | 音楽<br>160<br>40                                                                 |         |             |                        |                                                          |
| 同 山形工業高等学校  | 工業          | 機 械 技 術<br>電 気 電 子<br>情 報 技 術<br>建 築<br>土 木 ・ 化 学<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 |         |             |                        |                                                          |
| 同 山形中央高等学校  | 普通          | 体 育<br>ス ポ ー ツ<br>160<br>80                                                     |         |             |                        |                                                          |
| 同 霞城学園高等学校  |             |                                                                                 | 普通      |             | 午前 40<br>午後 40<br>夜 40 |                                                          |
| 同 上山明新館高等学校 | 普通          | 農 業<br>食 料 生 産<br>商 業<br>情 報 経 営<br>160<br>40<br>40                             |         |             |                        |                                                          |
| 同 天童高等学校    | 総合          | 160                                                                             |         |             |                        |                                                          |
| 同 山辺高等学校    | 家庭          | 食 物<br>福 祉<br>看 護<br>40<br>40<br>40                                             |         |             |                        |                                                          |
| 同 寒河江高等学校   | 普通          | 200                                                                             |         |             |                        | 普通科一般コース<br>160名、普通科探究<br>コース40名をそれぞ<br>れ募集する。           |
| 同 寒河江工業高等学校 | 工業          | 機 械<br>電 子 機 械<br>情 報 技 術<br>40<br>40<br>40                                     |         |             |                        |                                                          |
| 同 谷地高等学校    | 普通          | 80                                                                              |         |             |                        |                                                          |
| 同 左沢高等学校    | 総合          | 80                                                                              |         |             |                        |                                                          |
| 同 村山産業高等学校  | 農業          | 農 業 経 営<br>み どり 活 用<br>40<br>40                                                 |         |             |                        |                                                          |
|             | 工業          | 機 械<br>電 子 情 報<br>40<br>40                                                      |         |             |                        |                                                          |
|             | 商業          | 流 通 ビ ジ ネ ス<br>40                                                               |         |             |                        |                                                          |
| 同 東桜学館高等学校  | 普通          | 200                                                                             |         |             |                        | 入学定員に併設型<br>中学校からの入学者<br>数も含む。                           |
| 同 北村山高等学校   | 総合          | 120                                                                             |         |             |                        |                                                          |

|   |            |          |                                             |                            |    |    |      |                                                                     |
|---|------------|----------|---------------------------------------------|----------------------------|----|----|------|---------------------------------------------------------------------|
| 同 | 新庄北高等学校    | 普通       |                                             | 200                        | 普通 |    | 夜 40 | 普通科一般コース<br>160名、普通科探究<br>コース40名をそれぞ<br>れ募集する。                      |
|   | 最上校        | 普通       |                                             | 40                         |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 新庄南高等学校    | 普通       |                                             | 80                         |    |    |      |                                                                     |
|   | 金山校        | 普通       | 総合ビジネス                                      | 40                         |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 新庄神室産業高等学校 | 農業       | 食料生産                                        | 40                         |    |    |      |                                                                     |
|   |            |          | 農産活用                                        | 40                         |    |    |      |                                                                     |
|   |            | 工業       | 機械電気                                        | 40                         |    |    |      |                                                                     |
|   |            |          | 環境デザイン                                      | 40                         |    |    |      |                                                                     |
|   | 真室川校       | 普通       |                                             | 40                         |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 米沢興譲館高等学校  | 普通<br>探究 | 理数探究、国際<br>探究                               | 120<br>80                  |    |    |      | 一般入学者選抜に<br>おいて、理数探究科<br>と国際探究科をあわ<br>せて、探究科として<br>募集する。            |
| 同 | 米沢東高等学校    | 普通       |                                             | 160                        |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 米沢工業高等学校   | 工業       | 機 械<br>生産デザイン<br>電 気 情 報<br>建 築<br>環 境 工 学  | 40<br>40<br>40<br>40<br>40 | 工業 | 産業 | 夜 40 | 全日制の課程にお<br>いて、機械科と生産<br>デザイン科、建築科<br>と環境工学科は、そ<br>れぞれまとめて募集<br>する。 |
| 同 | 米沢商業高等学校   | 商業       | 商 業                                         | 80                         |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 置賜農業高等学校   | 農業       | 生 物 生 産<br>園 芸 福 祉<br>食 料 環 境               | 40<br>40<br>40             |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 南陽高等学校     | 普通       |                                             | 160                        |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 高阜高等学校     | 総合       |                                             | 120                        |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 長井高等学校     | 普通       |                                             | 200                        |    |    |      | 普通科一般コース<br>160名、普通科探究<br>コース40名をそれぞ<br>れ募集する。                      |
| 同 | 長井工業高等学校   | 工業       | 機 械<br>電 子<br>福 祉 環 境                       | 40<br>40<br>40             |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 荒砥高等学校     | 総合       |                                             | 40                         |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 小国高等学校     | 普通       |                                             | 40                         |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 鶴岡南高等学校    | 普通<br>理数 |                                             | 160<br>40                  |    |    |      | 一般入学者選抜に<br>おいて、普通科と理<br>数科は、まとめて募<br>集する。                          |
| 同 | 鶴岡北高等学校    | 普通       |                                             | 120                        |    |    |      |                                                                     |
| 同 | 鶴岡工業高等学校   | 工業       | 機 械<br>電 気 電 子<br>情 報 通 信<br>建 築<br>環 境 化 学 | 40<br>40<br>40<br>40<br>40 |    |    |      |                                                                     |



|   |          |                      |                                                             |                                  |    |  |      |                                                          |
|---|----------|----------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------|----|--|------|----------------------------------------------------------|
| 同 | 鶴岡中央高等学校 | 普通<br>総合             |                                                             | 120<br>120                       |    |  |      |                                                          |
| 同 | 加茂水産高等学校 | 水産                   | 海 洋 技 術<br>海 洋 資 源                                          | 40<br>40                         |    |  |      |                                                          |
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農業                   | 食 料 生 産<br>食 品 科 学                                          | 40<br>40                         |    |  |      |                                                          |
| 同 | 庄内総合高等学校 | 総合                   |                                                             | 80                               | 総合 |  | 昼 40 |                                                          |
| 同 | 酒田東高等学校  | 普通<br>探究             | 理数探究、国際<br>探究                                               | 120<br>80                        |    |  |      | 一般入学者選抜に<br>おいて、理数探究科<br>と国際探究科をあわ<br>せて、探究科として<br>募集する。 |
| 同 | 酒田西高等学校  | 普通                   |                                                             | 160                              | 普通 |  | 昼 40 |                                                          |
| 同 | 酒田光陵高等学校 | 普通<br>工業<br>商業<br>情報 | 機 械 制 御<br>電 気 電 子<br>環 境 技 術<br>ビ ジ ネ ス 流 通<br>ビ ジ ネ ス 会 計 | 80<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 |    |  |      |                                                          |
| 同 | 遊佐高等学校   | 総合                   |                                                             | 40                               |    |  |      |                                                          |

※山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する学科である理数探究科と国際関係に関する学科である国際探究科を合わせて募集する場合の総称として記載しています。

2 山形県立高等学校通信制の課程

| 学 校 名        | 設置学科 | 入学定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立霞城学園高等学校 | 普 通  | 120  |
|              | 服 飾  | 40   |
| 同 庄内総合高等学校   | 普 通  | 80   |

3 山形県立特別支援学校の高等部

| 学 校 名            | 受入れ区域                                | 設置学科 | 入学定員 |
|------------------|--------------------------------------|------|------|
| 山形県立山形盲学校        | 県 下 一 円                              | 普 通  | 若干名  |
|                  |                                      | 保健医療 | 若干名  |
| 同 山形聾学校          | 県 下 一 円                              | 普 通  | 若干名  |
| 同 山形養護学校         | 県 下 一 円                              | 普 通  | 14   |
| 同 米沢養護学校         | 米沢市、南陽市、高島町、川西町                      | 普 通  | 14   |
| 同 米沢養護学校<br>西置賜校 | 長井市、小国町、白鷹町、飯豊町                      | 普 通  | 11   |
| 同 ゆきわり養護学校       | 県 下 一 円                              | 普 通  | 若干名  |
| 同 鶴岡養護学校         | 鶴岡市、庄内町、三川町                          | 普 通  | 14   |
| 同 酒田特別支援学校       | 酒田市、遊佐町                              | 普 通  | 14   |
| 同 新庄養護学校         | 新庄市、金山町、最上町、舟形町、<br>真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 | 普 通  | 22   |
| 同 村山特別支援学校       | 山形市、上山市、天童市、山辺町、<br>中山町              | 普 通  | 11   |

|   |                 |                                                                                            |    |    |
|---|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| 同 | 楯岡特別支援学校        | 村山市、天童市、東根市、尾花沢市、大石田町                                                                      | 普通 | 11 |
| 同 | 楯岡特別支援学校<br>大江校 | 寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町                                                                       | 普通 | 11 |
| 同 | 上山高等養護学校        | 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町 | 普通 | 24 |
| 同 | 鶴岡高等養護学校        | 鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町                                                                        | 普通 | 16 |

(注) 受入れ区域について特別な事情がある場合には、校長が調整する。

4 山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名      | 設置学科 | 入学定員 |
|------------|------|------|
| 山形県立山辺高等学校 | 看護   | 40   |

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

| 学 校 名     | 受入れ区域   | 設置学科         | 入学定員       |
|-----------|---------|--------------|------------|
| 山形県立山形盲学校 | 県 下 一 円 | 理 療          | 若干名        |
| 同 山形聾学校   | 県 下 一 円 | 商業技術<br>生産技術 | 若干名<br>若干名 |

別記1

令和4年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 令和4年3月に県内の中学校、これに準ずる県内の学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者

イ 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確かつ適切であること。

ロ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

ハ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。

ニ 体育科については、得意運動種目を有すること。

ホ 音楽科については、得意領域（声楽、器楽）を有すること。

(2) 合格した場合は、入学が確約できる者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員

別に定める。

4 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 出願に必要な書類

イ 共通に必要な書類

(イ) 推薦入学願書

(ロ) 自己推薦書

## (ハ) 調査書

## ロ 個別に必要な書類

## (イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

## (2) 提出期間

出願に必要な書類は、令和4年1月21日（金）から同月27日（木）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

## 5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要なに応じて実施される適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

(1) 面接、適性検査及び作文・実技検査、基礎学力検査等は、令和4年2月4日（金）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査、基礎学力検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和4年2月14日（月）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和4年3月17日（木）に行う。

## 第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

## 1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、令和4年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

## 2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄南高等学校金山校及び県立小国高等学校）

## 3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

## 4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、令和4年1月21日（金）から同月27日（木）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

## 5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(1) 面接は、令和4年2月4日（金）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和4年2月14日（月）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和4年3月17日（木）に行う。

## 第3 一般入学者選抜

## 1 志願資格

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 令和4年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者で、令和4年度推薦入学者選抜又は中高一貫における連携型入学者選抜において合格内定していない者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

## 2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

## 3 出願に必要な書類及び提出期間

## (1) 共通に必要な書類

イ 一般入学願書

ロ 調査書

## (2) 個別に必要な書類

イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

- ロ 学区外高等学校志願許可書  
県教育委員会に「学区外高等学校志願許可願」を提出し許可を受けたとき。
- ハ 県外志願者受入れ校への届出書及び当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書  
「県外志願者受入れ制度」により、山形県外からの志願者受入れを認められている高等学校に、県外から志願するとき。
- ニ 推薦入学者選抜受検票又は連携型入学者選抜受検票  
推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、同一高等学校に志願するとき。
- ホ 推薦入学者選抜願書の写し又は連携型入学者選抜願書の写し  
推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、他の高等学校に志願するとき。
- ヘ 在籍高等学校長の志願承諾書  
高等学校に在籍のまま志願するとき。

### (3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和4年2月18日（金）から同月25日（金）正午までの間、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

## 4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

- (1) 学力検査は、令和4年3月10日（木）に志願先高等学校で受検するものとする。
- (2) 適性検査は、令和4年3月11日（金）に志願先高等学校で行うものとする。
- (3) 合格者の発表は、令和4年3月17日（木）に受検番号のWebへの公開及び志願先高等学校における掲示によって行う。

## 第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

### 1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、令和4年4月1日現在で18歳以上の者とする。

### 2 出願に必要な書類及び提出期間

- (1) 一般入学願書
- (2) 出身中学校の卒業証明書
- (3) 提出期間

一般入学願書及び卒業証明書は、令和4年2月18日（金）から同月25日（金）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

### 3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、令和4年3月10日（木）に行う。
- (2) 合格者の発表は、令和4年3月17日（木）に受検番号のWebへの公開及び志願先高等学校における掲示によって行う。

## 第5 注意事項

- 1 入学願書には、入学者選抜手数料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。
- 2 国立諸学校に合格し、入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。
- 3 この要項に定めるもののほか、細部については、令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

## 別記2

### 令和4年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

#### 1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和4年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者
  - (2) 中学校を卒業した者
  - (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の令和4年度入学予定者に限る。
- 2 募集区域  
県下一円
  - 3 出願に必要な書類及び提出期間
    - (1) 入学願書  
学校所定のものに入学者選抜手数料として300円の山形県収入証紙を貼り、消印しないこと。
    - (2) 調査書  
全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。
    - (3) 提出期間  
令和4年3月1日（火）から同月23日（水）午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。
  - 4 選考及び合格者の発表  
入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。
    - (1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。
    - (2) 合格者の発表は、令和4年3月29日（火）までに行う。3(3)に掲げる期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。
  - 5 その他
    - (1) 細部については、令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
    - (2) 出願に必要な書類の提出先は、当該高等学校の募集要項による。

## 別記3

## 令和4年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

- 1 志願資格  
次の各号の要件を満たす者とする。
  - (1) 次のいずれかに該当する者であること。
    - イ 令和4年3月に中学校、特別支援学校の中学部又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記3において「中学校」という。）を修了（以下別記3において「卒業」という。）する見込みの者
    - ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者
    - ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者
    - ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
  - (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校及び新庄養護学校高等部就労コースにおいては、知的発達の遅滞があり、就労を目指す教育課程を履修できる者とする。
- 2 入学者の募集  
入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び出願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。
- 3 入学志願及び調査書等の提出
  - (1) 入学志願は1人1校とする。
  - (2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

(3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

#### 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

#### 5 選考方法

(1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

(3) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

#### 6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に通知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

#### 7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

### 別記4

#### 令和4年度山形県立山辺高等学校専攻科（看護）入学志願要項

##### 1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を令和4年3月卒業見込みの者とする。

##### 2 出願期間

令和4年1月24日（月）から同月28日（金）正午まで

##### 3 提出書類

学校所定の入学願書

入学者選拔手数料は要しない。

##### 4 選抜

卒業の判定をもって行う。

##### 5 合格発表

令和4年2月18日（金）正午予定

##### 6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

### 別記5

#### 令和4年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

##### 1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 高等学校又は特別支援学校の高等部を令和4年3月卒業見込みの者

ロ 高等学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者

ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者

ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。

##### 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

##### 3 入学願書及び調査書等の提出

(1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

- (2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場  
各学校の入学者募集要項に示す。
- 5 選考方法
- (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
- (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
- (3) 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校（視覚障がい又は聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表  
各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。
- 7 その他  
細部については、志願校に問い合わせること。

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年10月29日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県体育館及び山形県武道館
- (2) 所在地 山形市霞城町1番2号
- 2 指定の期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和3年10月29日（金）から同年12月10日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県教育庁スポーツ保健課庶務担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2832  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和3年10月29日（金）から同年12月10日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、生体情報モニタリングシステムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体に物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年10月29日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階 会議室2
- (2) 日時 令和3年12月7日（火） 午前9時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 生体情報モニタリングシステム 一式 数量1
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。



- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることが証明できること。
- (7) 9の(1)により提出された仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 電話番号023(685)2623
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年11月26日（金）までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（金）までに山形県立中央病院経営戦略課調達室に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- この場合において、申請書等を提出した者は、入札の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Biological information monitoring system: 1 set
- (2) Time-Limit for tender: 9:00 A.M. December 7, 2021
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023(685)2623

令和3年10月29日印刷  
令和3年10月29日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県